

## 〔事案 2021-143〕 損害賠償請求

・令和 4 年 7 月 13 日 裁定打切り

### <事案の概要>

設計書に記載された配当金額が虚偽であること等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 62 年 12 月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、設計書に記載された満期配当金の支払い、および慰謝料の支払いを求める。

- (1) 年払保険料のすべてを運用資金に充当し、かつ配当基準利回り 7.5%が満期まで継続したとして試算すると、通常配当金は約 210 万円となり、設計書に記載の通常配当金約 360 万円に対して、大きくかけ離れている。
- (2) 保険会社は、特別配当金として 200 万円以上支払った実績がないにもかかわらず、満期時に特別配当金約 250 万円を支払えると説明した。保険会社が、虚偽記載または優良誤認表示された設計書を提示し、虚偽説明を行い勧誘した行為は、不当景品類および不当表示防止法、保険業法に違反する。
- (3) 特別配当金について、約款には、契約の途中から満期までの期間において特別配当の支払いをゼロにできるとの記載はなく、それを示唆するような記載もない。また、ご契約のしおりにも、「所定年数（現行は 10 年）以上継続のご契約には、さらに特別配当金がつきます」と記載されているだけで、途中から配当金の支払いをゼロにするとの記載はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書に記載されている満期一時金額は、設計書作成日の前年度決算にもとづく配当率、当時の積立利率等が契約後も続いたものとして算出したものである。通常配当金の算式は、監督官庁の認可を得ている「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載されており、特別配当金を含んだ合計額から、特別配当金を引いた約 360 万円が、通常配当金の満期一時金となる。申立人の計算した満期一時金は、複利ではなく単利で計算しているため、これより少ない金額になっている。
- (2) 特別配当金は、監督官庁の認可を得ている「算出方法書」に記載されているもので、この算式と昭和 61 年度決算にもとづく配当率によって計算されている。設計書記載の特別配当金約 250 万円は、昭和 62 年度に本契約と同じ内容の保険契約が満期を迎えた場合に支払う特別配当金額である。
- (3) 保険契約は附合契約であり、約款の記載を内容として成立しているところ、約款には、「当会社の定めるところにより、社員配当金を支払うことがあります」と規定しており、特別配当金を必ず支払う契約内容にはなっていない。
- (4) 特別配当金の計算に使用される配当率について監督官庁に届け出、報告を行っており、これと異なる率を使用し計算された社員配当金を支払うことは、断じて許容されない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するた

め、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 設計書の記載が虚偽であるか否かを確認するためには、保険会社に配当金の計算根拠となる「保険料及び責任準備金の算出方法書」および「配当申請書」等の提出とそれにもとづく詳細な主張を求めたうえで判断することになる。
- (2) その判断を行うためには、保険数理に関する専門的な知識が必要であると考えられるところ、裁定審査会は、そのような専門知識を有する部門を有していない。